

生	00	01	3年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和9年3月末まで有効)			

サ 対 第 1 0 号
令 和 5 年 4 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察特定サイバー防犯ボランティア運用要綱の改訂について

これまで、青森県警察特定サイバー防犯ボランティアについては、「青森県警察特定サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について」（平成31年4月24日付け保安第20号）に基づき運用してきたところであるが、この度、運用要綱について見直し、別添のとおり改訂したことから、効果的な運用に努められたい。

本件担当

サイバー犯罪対策課 サイバーセキュリティ人材育成係
サイバー犯罪対策係

青森県警察特定サイバー防犯ボランティア運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察特定サイバー防犯ボランティア（以下「特定サイバー防犯ボランティア」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

サイバー空間における防犯活動について特に優れた知見を有する者を、特定サイバー防犯ボランティアとして警察に登録し、学校、事業者、地域住民等（以下、単に「地域住民等」という。）の要望に応じて派遣するため、特定サイバー防犯ボランティアの任務、委嘱及び遵守事項等について必要な事項を定めることにより、もって特定サイバー防犯ボランティアが行う犯罪被害抑止活動への支援の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

第3 担当部署

特定サイバー防犯ボランティアに関する事務は、サイバー犯罪対策課において処理するものとする。

第4 委嘱

- 1 サイバー犯罪対策課長は、次の要件を満たしている者のうちから、適当と思われる者を特定サイバー防犯ボランティア推薦書（別記様式第1号）により警察本部長に推薦するものとする。
 - (1) 青森県内に居住地を有している者
 - (2) 県民の安全と安心を守るためのボランティア活動に理解のある者
 - (3) 特定サイバー防犯ボランティアを務めるに足る人格、教養及び識見を有すること。
 - (4) 企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られること。
- 2 警察本部長は、特定サイバー防犯ボランティアの委嘱に当たっては、前項の規定により推薦された者に対し委嘱状（別記様式第2号）を交付して行うものとする。なお、委嘱した者については、特定サイバー防犯ボランティア名簿（別記様式第3号）に登載するものとする。
- 3 委嘱期間は、委嘱時から原則3年間とし、期間の更新を妨げないものとする。

第5 活動内容

特定サイバー防犯ボランティアは、委嘱を推薦したサイバー犯罪対策課長と連携し、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域住民等のサイバー犯罪被害防止に関する意識の啓発や高揚のための講習
- (2) サイバー防犯ボランティアの育成
- (3) サイバー防犯ボランティア及び特定サイバー防犯ボランティアの活動に必要な資料

等の作成

(4) その他サイバー犯罪対策上必要な提言等の協力

第6 遵守事項

- 1 特定サイバー防犯ボランティアは、活動上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。解嘱後も同様とする。
- 2 特定サイバー防犯ボランティアは、個人情報の保護について十分配慮しなければならない。
- 3 特定サイバー防犯ボランティアとしての活動中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- 4 その他特定サイバー防犯ボランティアとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

第7 解嘱

- 1 警察本部長は、特定サイバー防犯ボランティアが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、その任期中にかかわらず解嘱することができるものとする。
 - (1) 本人からの辞任の申出があったとき。
 - (2) 第4の1に規定する要件のいずれかに該当しないことが明らかとなったとき。
 - (3) 第6の規定に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、特定サイバー防犯ボランティアとしての業務を遂行するのに適さない事由が発生したとき。
- 2 サイバー犯罪対策課長は、特定サイバー防犯ボランティアが前項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、速やかに、解嘱事由に該当する事実を明らかにした特定サイバー防犯ボランティア解嘱上申書（別記様式第4号）により、当該特定サイバー防犯ボランティアの解嘱を警察本部長に上申するものとする。
- 3 サイバー犯罪対策課長は、特定サイバー防犯ボランティアに委嘱した者から辞任の申出があった場合は、特定サイバー防犯ボランティア辞任申出書（別記様式第5号）を徴するものとする。
- 4 警察本部長は、特定サイバー防犯ボランティアの解嘱に当たっては、速やかに特定サイバー防犯ボランティア名簿から抹消するものとする。

第8 運用上の留意事項

警察本部長は、この要綱の運用に当たっては、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 特定サイバー防犯ボランティアの活動が積極的に推進されるよう、緊密な連絡・連携を保持するとともに、その活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、必要な情報の提供、研修会の開催等に努める。
- (2) 特定サイバー防犯ボランティアの有する本来業務及び活動内容の特殊性を考慮し、

同ボランティア自身に過度の負担を強いることのないよう、プライバシーの保護等にも配慮する。

第9 講習依頼

- 1 特定サイバー防犯ボランティアによる講習の依頼は、地域住民等が、サイバー犯罪被害防止に係る講習要望書（別記様式第6号）又はそれに準ずる講師派遣要望書等（以下「要望書等」という。）をサイバー犯罪対策課長を経由して警察本部長に提出することにより行う。
- 2 要望書等を受理した警察本部長は、派遣する特定サイバー防犯ボランティアについての調整を行った後、当該特定サイバー防犯ボランティアに対し講習の実施依頼を行う。
- 3 前項の規定による講習の実施依頼は、特定サイバー防犯ボランティアによる講習実施依頼書（別記様式第7号）により行う。

第10 謝金等

- 1 特定サイバー防犯ボランティアによる講習の実施に対し、謝金を支給する。
- 2 特定サイバー防犯ボランティアに「職員等の旅費に関する条例」（昭和27年9月2日付け青森県条例第45号）に基づき旅費を支給する。
- 3 特定サイバー防犯ボランティアに同行し、講師及びそれに準じる者として講習を行う者についても謝金及び旅費を支給する。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

年

青森県警察本部長 殿

サイバー犯

特定サイバー防犯ボランティア推薦書

次の者を特定サイバー防犯ボランティアとして推薦する。

ふりがな 氏名		生年月日	年
住所			
勤務先 (所在地)			
推薦理由			

ふりがな 氏名		生年月日	年
住所			
勤務先 (所在地)			
推薦理由			

ふりがな 氏名		生年月日	年
住所			
勤務先 (所在地)			
推薦理由			

別記様式第1号

氏名

別記様式第1号

月 日

1罪対策課長

月 日生 (歳)

月 日生 (歳)

月 日生 (歳)

別記様式第1号



第 号

委嘱状

氏 名 殿

あなたを青森県警察
特定サイバー防犯
ボランティアに委嘱
します

委嘱期間 年 月 日から
年 月 日までの間

年 月 日

青森県警察本部長

警視長 氏 名 印

別記様式第3号

番号	委嘱年月日	氏名	住所又は勤務先	連絡先 (電話またはメールアドレス)

※記入内容はいずれも委嘱時点のものとし、変更があった場合には都度修正すること。

別記様式第3号

備 考

年

青森県警察本部長 殿

住所（勤務先）

氏 名

特定サイバー防犯ボランティア辞任申出書

特定サイバー防犯ボランティア運用要綱第7の3の規定により、辞任を申し出

1 委嘱年月日

2 辞任の理由

別記様式第5号

別記様式第5号

月 日

ます。

別記様式第5号

年

青森県警察本部長 殿

住所（所属）
氏 名

サイバー犯罪被害防止に係る講習要望書

- 1 要望事由
- 2 講習要望日時
- 3 実施場所
- 4 希望テーマ
- 5 担当者連絡先

別記様式第6号

月 日

年

特定サイバー防犯ボランティア 殿
(必要に応じボランティア個人のほか、雇用先代表者等へも作成する

青森県警察本部長 氏

特定サイバー防犯ボランティアによる講習実施依

- 1 要望事由
- 2 講習要望日時
- 3 実施場所
- 4 希望テーマ
- 5 担当者連絡先

別記様式第7号

別記様式第7号

月 日

)

名

頼書

